

# I 中期経営計画について

## 1 計画策定にあたって

### (1) 計画策定の趣旨

水道事業・下水道事業は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全のため、安全で安心な水を提供し、また家庭などから排出される汚水を適切に処理することにより、市民に快適な生活を提供しています。

久留米市企業局においても、地方公営企業\*の目的である企業の経済性の発揮とともに公共の福祉の増進を念頭に、これまで事業に取り組んでまいりました。

しかし、近年は、少子高齢化や人口減少社会の到来と、地域経済の低迷や循環型社会形成の推進などにより、水道事業・下水道事業とも取り巻く環境が大きく変化してきており、今後、水道料金収入や下水道使用料収入の大きな伸びを見込むことは期待できなくなってきています。

また、施設の老朽化による更新や自然災害に対応する取り組みの強化など、これからも大規模な投資が必要と見込まれており、これまで以上に収入と投資のバランスを考慮した経営が課題となっています。

こうしたことから、今後、企業局が目指すべき目標や直面する課題に対し、取り組んでいく事業を整理し、計画的かつ効率的に進めるために、中期経営計画として策定するものです。

### (2) 計画の位置づけ

総務省は平成 26 年に「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知において、また、厚生労働省は平成 25 年に「新水道ビジョン」を、国土交通省は平成 26 年に「新下水道ビジョン」をそれぞれ策定し、これらの中で各事業の「持続」の重要性を示し、将来にわたり安定的に継続してサービスを提供するため、事業者へ中長期的な経営計画の策定を求めています。

さらに、平成 27 年度は社会経済情勢や時代潮流の変化に対応する視点で基本構想を見直し、新たな躍動への実践期と位置づけた「久留米市新総合計画第 3 次基本計画」の 5 年間がスタートします。

この中期経営計画は、こうした内容を踏まえて、水道事業については「久

\* 印が付いた語句は、巻末の「用語集」でその意味を説明しています。

留米市水道事業中期経営計画（平成 22 年度～平成 26 年度）」を改定し、下水道事業については地方公営企業法の適用に伴い新たに作成するもので、両事業をあわせて「久留米市企業局中期経営計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」とします。

### （３）計画の視点

計画の策定にあたっては、水道事業においては「お客様に信頼される水道水の供給」、下水道事業においては「環境にやさしい安全・安心な下水道事業の展開」という経営理念のもと、次のことを両事業共通の基本的視点としています。

#### ①住民福祉

公営企業の本来の目的は、公共の福祉を増進することとされています。そのため、利用者をはじめとする市民の福祉に貢献する公営企業であるべきと考えています。

#### ②事業遂行

水道事業・下水道事業とも、市民生活に欠かせない社会基盤です。日夜不断にサービスを提供することが市民から求められており、安定的に事業を遂行することが必要と考えています。

#### ③健全経営

将来にわたり、継続して事業を経営していく必要があります。そのため、長期的な視点に立ち、経済性を発揮した健全な経営に取り組む必要があると考えています。

### （４）計画の期間

今後 10 年間の収入と支出を見据えたうえで、その前半期間である平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で、この中期経営計画の計画期間とします。